

《 都城市立庄内中学校 いじめ防止基本方針 》

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットの動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成29年3月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、平成29年6月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、「都城市いじめ防止基本方針」が改訂されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「都城市立庄内中学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

も く じ

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- | | | |
|-----|-------------------|----|
| 1 | いじめの定義 | 18 |
| 2 | いじめの防止等に関する基本的考え方 | 18 |
| (1) | 学校の基本的な姿勢 | 18 |
| (2) | いじめの防止 | 18 |
| (3) | いじめの早期発見 | 18 |
| (4) | いじめに対する措置 | 18 |

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- | | | |
|-----|------------------------|----|
| 1 | いじめの防止等のための組織 | 18 |
| 2 | いじめの防止等に関する措置 | 18 |
| (1) | いじめの防止 | 18 |
| (2) | いじめの早期発見 | 19 |
| (3) | いじめに対する措置 | 19 |
| (4) | ネット上のいじめへの対応 | 20 |
| 3 | その他の留意事項 | 21 |
| (1) | 組織的な指導体制 | 21 |
| (2) | 校内研修の充実 | 21 |
| (3) | 校務の効率化 | 21 |
| (4) | 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実 | 21 |
| (5) | 地域や家庭との連携について | 21 |
| (6) | 関係機関との連携について | 21 |
| 4 | 重大事態への対処 | 22 |
| (1) | 重大事態と判断すべき状況 | 22 |
| (2) | 事実関係の説明 | 22 |

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- | | | |
|-----|-------------------|----|
| 1 | 基本方針の点検と必要に応じた見直し | 22 |
| (1) | 基本方針の点検・見直し | 22 |
| (2) | 学校の基本方針の公表方法 | 22 |

【参考】別紙1～3(P23～25)

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) 学校の基本的な姿勢

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めるとともに、本校からいじめの一掃を目指す。
- いじめを受けている生徒をしっかり守る。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。

(2) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事である。

そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

(3) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは早期発見・早期対応である。

日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

(4) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。

また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。

なお、いじめの解決に向けて、特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

なお、週1回の定例会を行い、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、関係教諭、その他

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- 校内研修会の企画・立案
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア 生徒が主体となった活動

- 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動を年間を通じて設定する。(生徒会活動、学級活動での話し合い活動、ボランティア活動の推進等)
- いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を設定する。(全校学習会の実施、生徒会による文化祭や運動会・体育大会など学校行事の企画提示等)

イ 教職員が主体となった活動

- 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。（一人一人の実態に応じたわかる授業の展開、授業研究会等を通じた授業力の向上等）
- 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指す。（教育相談週間の設定等）
- 全教育活動を通して、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。（教科や道徳、学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定、外部講師による講演会の実施等）
- 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。（PTA総会での学校の方針説明、学校通信を活用したいじめの防止活動の報告、保護者を対象とした研修会の開催等）

(2) いじめの早期発見

ア 教職員と保護者による情報共有

- いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。【別紙1、2参照】

イ 教育相談週間の設定

- 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

ウ 定期的なアンケート調査の実施

- いじめの事実がないかどうかについて、全生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施する。（学校独自のアンケート、県下一斉のアンケート等）

エ 情報の収集と共有

- いじめ・不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。（職員会議、進級時の情報の確実な引き継ぎ、過去のいじめ事例の蓄積等）

(3) いじめに対する措置【別紙3参照】

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止める。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（いじめ・不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに報告する。

イ 情報の共有

- 「いじめの発見・通報」の情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ・不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ・不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長は教育委員会へ直ちに報告する。
- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ・不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ・不登校対策委員会で決定する。

- 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- いじめ・不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

| | | |
|-------------|--------------------|---|
| いじめられた側に対して | 生徒への支援 | いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で継続的に支援していく。 ○ 安全・安心を確保する。 ○ 心のケアを図る。 ○ 今後の対策について、共に考える。 ○ 活動の場等を設定し、認め、励ます。 ○ 温かい人間関係をつくる。 |
| | 保護者への支援 | いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。 ○ じっくりと話を聞く。 ○ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。 ○ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。 |
| いじめた側に対して | 生徒への支援 | いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。 ○ いじめの事実を確認する。 ○ いじめの背景や要因の理解に努める。 ○ いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。 ○ 今後の生き方を考えさせる。 ○ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。 |
| | 保護者への支援 | 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。 ○ 生徒や保護者の心情に配慮する。 ○ いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。 ○ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。 |
| 保護者対応 | 保護者同士が対立する場合などへの支援 | 教職員による関係調整が必要となる場合には、中立・公平性を大切にしておこなう。 ○ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。 ○ 管理職が率先して対応することが有効な場合もある。 ○ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。 |
| 集団への指導 | いじめが起きた集団への働きかけ | 被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。 ○ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める。 ○ 自分の問題として捉えさせる。 ○ 望ましい人間関係づくりに努める。 ○ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。 |

オ 関係機関への報告

- 校長は教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体、財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、警察へ通報し、警察と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

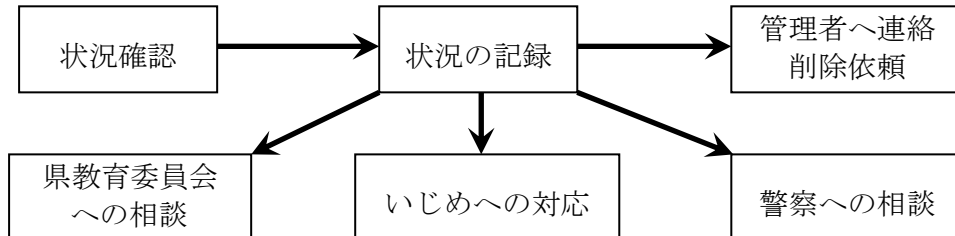
- フィルタリングや保護者の見守り、家庭内ルールの作成などについて、保護者への啓発

を図る。

- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※ 県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ・不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

ア 教育委員会との連携

- 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

イ 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- スクールソーシャルワーカーの活用（教育委員会への依頼）
- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) 重大事態と判断すべき状況

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとする。

ア 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合など

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事実関係の説明

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 基本方針の点検・見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、定期的な改善や見直しに努める。

(2) 学校の基本方針の公表方法

P T A総会において、全保護者に公表する。（必要に応じて、文書を配付する。）